

社会福祉法人童里夢役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人童里夢の役員及び評議員等の報酬及び諸手当の支給並びに費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(常勤理事等の報酬等)

第3条 理事長の命を受けて法人本部業務にあたる常勤理事等については、毎月定まった額の報酬を支払うことができる。

2 前項の支給基準については別表(1)によるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

-	報酬	費用弁償
理事会出席報酬等	4,000 円	1,000 円

2 評議員が評議員会に出席したとき、及び委員が委員会に出席したときには、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

-	報酬	費用弁償
評議員会出席報酬等	4,000 円	1,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	4,000 円	1,000 円

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表(2)により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

4 交通費の実費が費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人童里夢旅費規程の定めにより支給するものとする。

(支給方法)

第6条 支給方法は、職員の例による。ただし、都合により期末ごとに行うことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成19年7月1日より施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 5 この規程は、令和3年7月1日より施行する。

別表（1）

役 職	役員報酬	費用弁償
理事長	30,000 円	20,000 円
業務執行理事	20,000 円	—
理事	10,000 円	—

別表（2）

-	報 酬	費用弁償
監事監査指導報酬等	4,000 円	1,000 円